

第222回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項 案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務（再評価）】</p> <p>3 報告事項 (1) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）（100件） (2) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除 ア 個人情報取扱事務開始届出書（26件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（17件） ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（3件） エ 個人情報ファイル簿変更報告書（1件） (3) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項） ア 個人情報取扱事務の委託（1件） イ 個人情報取扱事務開始届出書（1件） ウ 個人情報取扱事務変更届出書（3件）</p> <p>4 その他 (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年11月15日記者発表分） (2) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年12月16日記者発表分） (3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和7年1月29日（水）午後2時00分から午後3時00分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、寺田委員、三品委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項、報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】 （事務局）第222回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員7名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。 （中村会長）ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認 （中村会長）それでは、議事に入ります。 第221回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

(各委員) <異議なし>
(中村会長) それでは、承認いたします。

2 審議事項

案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務（再評価）】（健康福祉局保険年金課）

(中村会長) それでは、「2 審議事項」の審議に入ります。最初に案件1の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(各委員) <質問、意見なし>

(中村会長) それでは、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りますが、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認いたします。

3 報告事項 (1) (2) (3)

4 その他 (1) (2)

(中村会長) 次に、「3 報告事項 (1)、(2)、(3)」、「4 その他 (1)、(2)」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 別冊2の116ページの漏えい事故について、Bさんへの謝罪は文書で行うよう求められ対応したとのことですが、漏えいしたことによってBさんに何か損害や弊害があったと主張されたわけではないのですか。

(事務局) 損害の申出はありません。何かあったときのために、横浜市側にミスがあったことを明確にしたいという趣旨だと思います。

(三品委員) わかりました。

(事務局) この件のように、ダブルチェック用のリストを同封して送ってしまったという事例は聞いたことがありません。しかし、少なくともリストに基づくダブルチェックが浸透してきたことは意味しているのだらうと思います。

再発防止策として、リストと送付書類を判別できるように、リストをバインダーに挟んでチェックすることとしました。

(三品委員) ダブルチェック用のリストは、紙にすることが重要なのでしょうか。

(事務局) 所管課によっては端末の画面でチェックする場合があります。

(三品委員) 画面だとチェックのレベルが下がるかもしれません。

(事務局) そのとおりです。チェックしたものを消し込んでいく等の作業が難しくなります。

(加島委員) 第三者評価委員会の実地調査先では、チェックした者がサインや押印をしたり、日付を記入したりしていました。やはり紙のほうが作業しやすそうに感じました。しかし、横浜市として統一してやっていたのではなく、それぞれが工夫しているようでしたが、それでよいのでしょうか。

(事務局) 市全体で統一するのが望ましいと考えていますが、受付手順等は区の独自ルールがあり、局から統一的なルールを示しづらいような実情があります。標準的な個人情報取扱いの基本ルールでは、基本的な手順を示していますが、詳細は職場の実情に応じて作成するようにしています。

DX を利用し、窓口業務の省力化・効率化にも取り組んでいる中で、事務の統一化が必要な点はあるため、ダブルチェックの仕組みも合わせて統一できるとよりよいと考えています。

(加島委員) 別冊 2 の 125 ページの漏えい事故は、個別記者発表をしていますが、個人情報保護委員会への報告は不要な案件ですか。

(事務局) そのとおりです。

(後藤委員) 記者発表するもの、この審議会で説明するもの、個人情報保護委員会に報告するものの優先付けがあると思います。セキュリティ面での話にはなりますが、最近、インパクトや最終的な被害がどのようなものになるかに着目点がシフトしています。例えば、DV 被害者の情報が漏れたら、緊急性や重大性が分かりやすく優先度も付けやすいです。しかし、中間的なところや微妙なものはなかなか難しいと思います。また、個人情報の漏えいと一言に言っても、情報が悪人に渡ってしまうと強盗事件に結び付いてしまうこともあります。その場合に、漏れてしまった人の情報が屈強な人のものならば危険性が低く、ひとり暮らしの高齢者のものならば高いという議論もあります。横浜市で優先付けや区分けを行うときにどのような議論になっているかどうか教えてください。

(事務局) まず個人情報保護委員会への報告対象は、法令で決められています。それについては特に議論はありません。

記者発表については、原則として全件発表です。いわゆる DV 事案のように公表することにより加害者の注意を引き被害者の生活の平穏を乱してしまう等の事情から公表しないものがありますが、それ以外は全て公表です。この原則の下で公表していない案件は年に数件です。

また、公表は二種類あります。一つは個別記者発表といい、年間約 300 件発生している漏えい事故のうち、十数件が該当しています。もう一つは、一括公表といい、どこでどのような事故があったかを 1 件 1 行にまとめて毎月発表しており、より詳細な問合せがあれば記者に個別に説明します。この区分は基本的に総務局コンプライアンス推進室が行っております。社会に与えた影響が特に大きいものや市職員の帰責事由が大きいものについては、個別記者発表になり、それ以外の案件については、一括公表に区分されます。

(後藤委員) 基本は公表ということで、インパクトや結果的に起こる事象についても考慮されているということでしょうか。

(事務局) そうなのですが、実務を見ると、いわゆる DV 事案のように被害が大

きいものが、逆に公表できないということもございます。

(後藤委員) 区分する際には、インパクトが大きいかという要素も含めて議論してもらっているという理解でよろしいですか。

(事務局) そうですね。

(後藤委員) 公表すべきということだけでなく、是非インパクトを考えて議論してもらいたいです。

(事務局) 個人情報保護委員会への報告案件でなくても、やはりインパクトが大きな事案については、審議会の委員ともしっかり情報共有しながら必要な対策を講じていきたいと思えます。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、了承といたします。

4 その他(3) 情報公開システム化の予算案

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) もし情報公開システム化の予算案が通ったら、いつ頃実施されますか。

(事務局) 令和7年度から業者選定に入り契約締結し、令和8年度からシステムを利用できる見込みです。工事や委託の設計図書等、開示請求の多い案件は、今までも任意で提供できるものでした。そのようなものも、このシステムから開示請求をすることなく自由にダウンロードできるようにすることで、市民の利便性を高め、かつ開示事務の負担を軽減させたいと考えています。

(寺田委員) 先進的で素晴らしいです。せっかくなのでアピールすべきです。その予算には広報費用も含めていますか。

(事務局) この予算は開発費だけです。広報よこはまや神奈川新聞内の市政情報掲載枠があるので、実際にシステムが稼働すれば、そのような媒体でのPRを行うことはできます。

(寺田委員) SNSを活用するのも一つの手段だと思います。

(事務局) SNSを使っている人は、電子手続との親和性が高いと思います。LINEやSNSも活用してPRしたいと考えています。

(中村会長) 他に意見等ございますか。

(鈴木委員) 最近考えていることですが、この審議会自体がこれからどのような役割を果たしていくのか、一度検討すべきだと思います。審議事項はもちろん審議していかないとはいけませんが、漏えい事故の説明をしてもらおうと、類似の案件が色々出てきます。それを聞いて「困ったな。」と思うだけでは当然いけません。市の業務のDX化が進んでいく一方で、書面によるものが漏えいすることはまだあります。どのような仕組みにするか、公表が必要か、市の姿勢の全体像について、何か意見交換できるとよいかもしれません。

(中村会長) 第三者評価委員会のほうで実地調査し、色々貴重な意見も出されています。そのようなことをもう少しここでも議論して、なるべく漏えい事故が起きないように考えていくというのはあり得るかと思っています。

(事務局) 個人情報保護法の改正をきっかけに審議事項等が減り、これまでとは審議会の位置付けも変わっています。一方で、PIAのように、必ず第三者の意

	<p>見を聞くこととされているものもあります。絶対に存続していくべき組織だとは考えていますが、より実質的な議論をするためにはどうすべきか検討したいと思います。</p> <p>(加島委員) 私は 10 年近く第三者評価委員をやってきました。毎回様々な現場を見て、それぞれ提言をしてきています。それで事故がなくなればよいですが、なかなかそうはなりません。第三者評価委員会が持つべき視点や調査結果について、審議会でも議論してもらえたら、両方の活性化につながると思います。</p> <p>(寺田委員) 個人情報保護法が大幅に変わり、抑制的な見方をする自治体がありますが、横浜市は個人情報保護に関しては国よりずっと先進的です。歴史的に見ても横浜市のほうがしっかりやってきました。国が自治体を統制するようなことは、できないと思います。</p> <p>横浜市の案件をきちんと審議することも大事ですが、横浜市の案件だけではなく、国の政策の中で問題がありそうな部分について、横浜市としてはどう考えるべきか、しっかり議論していくことが大事だと思います。個人情報保護委員会に提出しなくてもよいので、提言をまとめることは、審議会ですることとしてあり得ると思います。</p> <p>(事務局) 確かにあり得るかもしれません。基礎自治体でその役目を担うとしたら横浜市だろうとも思いますが、検討します。</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございます。</p> <p>次回の日程は、令和 7 年 2 月 26 日を予定しておりましたが、審議や個別報告を要する案件のどちらも、所管課から受けていないため、2 月は休会とし、令和 7 年 3 月 19 日水曜日午後 2 時からとさせていただきます。本日より同じく WEB 会議での開催となります。</p> <p>接続の確認のため、開始の 15 分前には、WEB 会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第222回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第222回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は令和 7 年 3 月 19 日 (水) 午後 2 時から WEB 会議の方法により開催予定</p>

本会議録は令和 7 年 3 月 19 日第 223 回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。